



平成 21 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ココカラファイン ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 塚本 厚志
(コード番号 3098 東証第1部)
問合せ先 人事総務本部長 鈴木 芳孝
(TEL 042-368-8746)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第1回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) (目的) の変更

- ① 今後の事業展開の多様化に備えて、第 2 条(1)項 26 号を新たに設けるものであります。
- ② 上記第 2 条(1)項 26 号の新設に伴い、現行定款第 2 条(1)項 26 号の号数の繰り下げを行うとともに(3)項に 26 号を追加するものであります。

(2) 平成 21 年 1 月 5 日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」（以下、「決済合理化法」という。）の施行による株券電子化に伴い、次のとおり変更するものであります。

- ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の条文を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、その該当条文を削除するとともに、単元未満株式に関する条文および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります（現行定款第 7 条、第 8 条 2 項、第 11 条 3 項）。
ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- ② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります（現行定款第 9 条、第 11 条 3 項）。
- ③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</p> <p>1. ～25. (条文省略) (新設) <u>26. 1乃至25に掲げる事業に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 第1号1乃至25に掲げる事業</p> <p>(4) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</p> <p>1. ～25. (現行どおり) <u>26. 紹介斡旋事業</u> <u>27. 1乃至26に掲げる事業に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 第1号1乃至26に掲げる事業</p> <p>(4) (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株券の発行)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(4) (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p>
<p>第10条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p>	<p>第9条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p>
<p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原</p>	<p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会</p>

